

結核早期発見のための施設の体制チェックリスト

結核早期発見のためには、平常時から結核を意識し、入所時の確認、定期健診、健康観察を徹底することが重要です。このチェックリストを参考に、施設の体制を確認しましょう。

平常時の結核対策のチェックリスト

● 入所者の受け入れ時

- 胸部レントゲン検査の結果を確認している
- 陳旧性所見がある者の胸部レントゲン写真を確保している
- 胸部レントゲン検査の結果を確認しない場合は、健康観察を担当する職員にその旨を伝えている
- 結核の発病リスクを確認している
(参照  「発病リスクチェックリスト」)

● 結核定期健診

- 年に1回以上、胸部レントゲン検査の結果を確認している
必ずしも施設による実施だけでなく、医療として受けた結果や他の健診の機会で受けた結果の確認でもかまいません。
養護、特別養護、軽費老人ホームは、結核定期健診を実施し、保健所に報告する義務があります（感染症法）。
- 陳旧性所見がある者は、経年的に比較読影を行っている
- 読影する時に、結核の発病リスクを確認しやすいように情報を整理している
(参照  「発病リスクチェックリスト」)

● 健康観察

- 毎日の健康の状況を観察し、記録している
(参照  「毎日の健康チェックリスト」)
- 職員が気付いた点は、記録を担当する職員に報告・相談することになっている
- 情報は随時追加して記録している
(参照  「発病リスクチェックリスト」)

● 平常時からの結核の意識付け

- 結核対策について、施設の感染症委員会で定期的に取り上げている
- 結核対策について、施設の感染症マニュアルに文書化している
- 結核対策について、職員に伝達している
- 結核について、施設内研修で定期的に取り上げている

健診や健康観察で異常が疑われる場合の対応のポイント

- ・協力医療機関、その他医療機関に相談する手順を決めておきましょう。
- ・異常が疑われる入所者にはサージカルマスクをさせましょう。
- ・特に結核が疑われる場合は、独立換気の個室に移動させ、対応する職員はN95マスクを着用するようにしましょう。